

○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令等の施行について  
(平成 22 年 7 月 13 日)  
(雇児発 0713 第 5 号)  
(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇  
用均等・児童家庭局長通知)

本日、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成 22 年厚生労働省令第 90 号。以下「改正省令」という。)及び児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件(平成 22 年厚生労働省告示第 278 号。以下「改正告示」という。)が公布され、改正省令については平成 25 年 4 月 1 日より施行され、改正告示については平成 23 年 4 月 1 日より適用されることとなったが、その改正の趣旨及び内容並びに留意事項は次のとおりであるので、御了知の上、その運用に遺憾のないようにされるとともに、管下の指定保育士養成施設長に通知されたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

保育所保育指針(平成 20 年厚生労働省令告示第 141 号)の改定を受け、保育士養成課程の見直しを行うために、保育士試験の筆記試験科目及び指定保育士養成施設の修業教科目等の新設・変更を行うもの。

### 第 2 改正省令の内容

#### 1 筆記試験科目

「小児保健」、「精神保健」を「子どもの保健」に、「発達心理学」を「保育の心理学」に、「児童福祉」を「児童家庭福祉」に、「養護原理」を「社会的養護」に、「小児栄養」を「子どもの食と栄養」に変更するとともに、科目の規定順についても、再整理を行ったこと。

#### 2 経過措置

改正省令の施行の前に「児童福祉」、「発達心理学及び精神保健」、「発達心理学及び精神保健」及び「小児保健」、「小児栄養」、「教育原理及び養護原理」に合格した者は、その合格の年にそれぞれ「児童家庭福祉」、「保育の心理学」、「子どもの保健」、「子どもの

食と栄養」、「教育原理及び社会的養護」に合格したものとみなすこととしたこと。

### 第3 改正告示の内容

#### 1 必修科目

##### (1) 教科目の新設

- ① 現行の「保育原理(講義)」から保育士の役割と責務、制度的位置づけなどを分割し、「保育者論(講義)」を新設したこと。
- ② 「発達心理学(講義)」と「教育心理学(講義)」を統合し、「保育の心理学Ⅰ(講義)」、「保育の心理学Ⅱ(演習)」を新設したこと。
- ③ 保育所保育指針において、保育課程の編成が義務づけられたことを踏まえ、「保育課程論(講義)」を新設したこと。
- ④ 現行の「社会福祉援助技術(演習)」を分割し、保護者に対する保育指導を学ぶ「保育相談支援(演習)」を新設したこと。

##### (2) 系列の名称変更

「保育の本質・目的の理解に関する科目」を「保育の本質・目的に関する科目」に、「保育の内容・方法の理解に関する科目」を「保育の内容・方法に関する科目」に、「基礎技能」を「保育の表現技術」に変更したこと。

##### (3) 教科目の名称変更等

「社会福祉援助技術(演習)」を「相談援助(演習)」に、「児童福祉(講義)」を「児童家庭福祉(講義)」に、「養護原理(講義)」を「社会的養護(講義)」に、「小児保健(講義・実習)」及び「精神保健(講義)」を「子どもの保健Ⅰ(講義)」及び「子どもの保健Ⅱ(演習)」に、「小児栄養(演習)」を「子どもの食と栄養(演習)」に、「家族援助論(講義)」を「家庭支援論(講義)」に、「保育内容(演習)」を「保育内容総論(演習)」及び「保育内容演習(演習)」に、「養護内容(演習)」を「社会的養護内容(演習)」に、「基礎技能(演習)」を「保育の表現技術(演習)」に、「総合演習(演習)」を「保育実践演習(演習)」に変更するとともに、教科目の規定順についても、再整理を行ったこと。

##### (4) 単位数の変更

「保育原理(講義)」の単位数を4単位から2単位に、「障害児保育(演習)」の単位数を1単位から2単位に、「保育実習(実習)」の単位数を5単位から「保育実習Ⅰ(実習)」4単位、「保育実習指導Ⅰ(演習)」2単位の計6単位に変更したこと。

## 2 選択必修科目

### (1) 各指定保育士養成施設が設置すべき修業教科目及び単位数

現行、別表第2に掲げる系列のうちから19単位以上(うち保育実習2単位以上)としているが、改正告示では18単位以上(うち保育実習3単位以上)としたこと。

### (2) 入所者に履修させるべき単位数

現行、別表第2に掲げる系列のうちから10単位以上(うち保育実習2単位以上)としているが、改正告示では9単位以上(うち保育実習3単位以上)としたこと。

なお、第3の1により、必修科目の単位数が60単位から61単位に変更になっているため、総設置単位数及び総履修単位数については、それぞれ79単位以上及び68単位以上の従来どおりとした。

## 3 経過措置

改正告示は平成23年4月1日から適用されるが、平成23年3月31日以前に指定保育士養成施設に入所していた者については、なお従前の例によることとしたこと。また、平成23年度に新たに指定保育士養成施設又は指定保育士養成施設の学部若しくは学科を設置する場合には、平成23年度に当該指定保育士養成施設に入所した者の修業教科目及び単位数並びに履修方法については、なお従前の例によることのできることをとしたこと。

## 第4 留意事項

告示の改正に伴い、指定保育士養成施設の設置者は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第5条第3項に基づき、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の3第1項第4号に規定する学則の変更を所在地の都道府県知事・指定都市市長・中核市市長を経て地方厚生(支)局長に申請し、その承認を受けなければならないこと。